

個別リスク詳細分析結果

平成18年12月

自律移動支援プロジェクト 主なリスクに対する管理策案の検討

■想定する代表的サービスに関し、主なリスクについて検討

□対象サービス

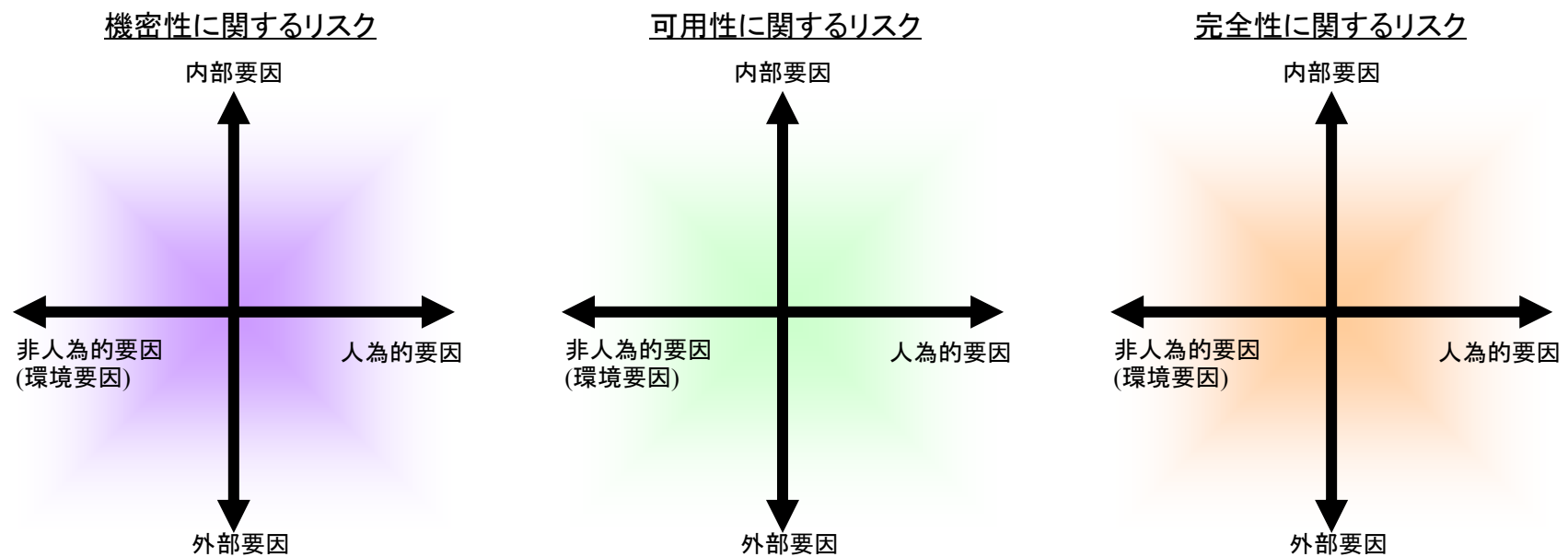
➢「経路案内」のうち、『目的地までの経路誘導』サービス

□主なリスク

➢機密性・可用性・完全性に関するリスクについて、要因ごとにすべての象限を網羅して特徴的なリスクを想定

□検討内容

➢関連規定(法令・類似既存事業者約款等)の調査、技術的対策の整理、運用的対策の検討



➡ 最終的には対象サービスの範囲を広げ、ガイドライン等に反映

自律移動支援プロジェクト 「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例	#
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す	誘導-1
		外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される	誘導-2
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	誘導-3
		外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される	誘導-4
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-5
			・(場所情報コード設置・管理者によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-6
			・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-7
			・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-8
	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-9	
		・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-10	
非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-11	
	外部要因	・(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末(コンテンツ・サービス提供者)サーバ間の通信ができない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される	誘導-12	
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者または場所情報コード格納機器設置・管理者において)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される	誘導-13
			・(コンテンツ・サービス提供者または場所情報コード格納機器設置・管理者において)情報の更新が遅れる⇒利用者が誤った経路に誘導される	誘導-14
			・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう	誘導-15
	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が誤った経路に誘導される	誘導-16	
	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者において、サーバの障害により)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される	誘導-17
		外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が誤った経路に誘導される	誘導-18

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-1)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者が、利用者による)利用登録時に不必要な個人情報を収集してしまう⇒個人情報保護法に抵触する可能性がある、情報が漏洩した場合の損失が増す

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:個人情報保護法16条(利用目的による制限*)違反 *あらかじめ定めた利用目的を超えて個人情報を収集した場合 個人情報保護法17条(適正な取得**)違反 **偽りその他不正な手段により個人情報を取得したと考えられる場合に限られる。個人情報保護法20~22条、56、58条(安全管理措置義務***)違反 ***コンテンツ・サービス提供者が個人情報取扱事業者の場合。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者内部および外部におけるチェック体制を整備し、利用目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。また、仮に、利用目的を超えた個人情報収集が発生した際は、早急に利用者の許諾を得るか個人情報を適切に破棄するよう努める</p> <p>▶その体制および運用について、定期的に外部機関によるチェックを受ける</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の収集に当たっては、利用目的を明示し、目的を超えた個人情報収集が発生しないように努める。 ・利用目的と収集情報の適合性について、定期的に外部機関の監査を受ける。
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-2)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	人為的要因	外部要因	・(コンテンツ・サービス提供者のサーバへの第三者による不正アクセスにより、)利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の現在地・目的地または行動履歴が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者 (不正アクセス者、情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:個人情報保護法20~22条、56、58条(安全管理措置義務*)違反 *コンテンツ・サービス提供者が個人情報取扱事業者の場合 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***不正アクセス対策を著しく怠った場合等</p> <p>▶不正アクセス者:不正アクセス禁止法3条(不正アクセスに関する罪)に基づく処罰</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者のサーバを中心としたシステムにおいて、暗号技術、認証技術、アクセス制御技術、コンピュータウイルス感染防御技術、などの活用により、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</p> <p>【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、技術的対策にかかる費用負担が大きい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、情報セキュリティ対策基準など情報セキュリティの基準・規定の明確化、運用規定・実施手続・マニュアル・ガイドラインなど具体的な情報セキュリティ対策の実施、などにより、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p> <p>【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、運用的対策にかかる費用負担が大きい</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ技術を活用し、第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策基準・運用ガイドライン等の厳格な運用により第三者による不正アクセスや情報漏洩を防止する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	--

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-3)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	内部要因	•(コンテンツ・サービス提供者において、サーバの障害により)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:個人情報保護法20~22条、56、58条(安全管理措置義務*)違反 *コンテンツ・サービス提供者が個人情報取扱事業者の場合 民法415条(債務不履行**)、民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 **安全配慮義務違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し、詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者のサーバに蓄積される個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p> <p>【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、運用的対策にかかる費用負担が大きい</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> •サーバに蓄積されるデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する •情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-4)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
機密性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等によりコンテンツ・サービス提供者・通信ネットワーク提供者等において、機器障害等に起因し)利用者の行動履歴が第三者に漏洩する⇒利用者の個人情報(個人データ)が第三者に知られ悪用される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者、通信ネットワーク提供者 (情報悪用者)

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:個人情報保護法20~22条、56、58条(安全管理措置義務*)違反 *コンテンツ・サービス提供者が個人情報取扱事業者の場合 民法709条(不法行為)、民法415条(債務不履行**)に基づく損害賠償責任*** **安全配慮義務違反 ***大規模災害への対策を著しく怠った場合等</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:電気通信事業法4条(通信の秘密の保護)違反</p> <p>▶情報悪用者:刑法等*に基づく処罰 *悪用し詐欺・脅迫・ストーカー行為等を行った場合 民法709条(不法行為**)に基づく損害賠償責任 **悪用により利用者に損害が生じた場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者のサーバに蓄積される個人情報・通信ネットワークを疎通する個人情報は全て暗号化するなど、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者および通信ネットワーク提供者において、大規模な自然災害が生じても環境上の脅威(例えば、漏水、火災、停電)から機器・装置等を物理的に保護できるよう経済産業省ガイドラインに則った運用を行う</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者および通信ネットワーク提供者において、情報セキュリティ監査により情報セキュリティ対策の有効性を確認する</p> <p>【課題】コンテンツ・サービス提供者、通信ネットワーク提供者にとって、運用的対策にかかる費用負担が大きい</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱うデータについて、暗号技術により、万一、第三者がデータにアクセスできる状態となっても、情報漏洩を防止する ・大規模な自然災害が生じて来も環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護する ・情報セキュリティ対策の有効性について、定期的に外部機関の監査を受ける
---------------	--

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-5)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者により)利用者に予告せずコンテンツ・サービスが停止される⇒利用者が経路の誘導を受けられない(、または経路の誘導が中断される)

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス事業者: 民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任** *現在位置・施設位置情報提供の不履行 契約に定めた適切なサービス停止手続を怠った場合等 **期待された現在位置・施設位置情報等を得られなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考: NAVITIME利用規約)</p>
	技術的対策の整理	
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、サービス停止時には必ず事前に利用者にその旨通知を行う 【課題】緊急メンテナンスなど事前に利用者に予告できないケースもある ▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス停止時には必ず事前に利用者に通知を行うよう、作業手順を定める <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、自律移動支援システムにかわる代替的手段を予め確保しておく
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-6)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード設置・管理者によって)利用者に予告せず場所情報コード格納機器が撤去される⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者、コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵*)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ▶場所情報コード格納機器設置・管理者において、場所情報コード格納機器を撤去する際には、必ず事前に十分な期間をとって、撤去の旨を公表・周知する ▶コンテンツ・サービス提供者においては、サービス提供の対象となっている場所情報コード格納機器が撤去されていないか、常に把握に努め、撤去の事実を知った際には、速やかに利用者にその旨、通知を行う 【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって運用の負担が大きい ▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所情報コード格納機器設置時には、必ず事前に撤去の旨を公表・周知するよう、作業手順を定める <p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所情報コード格納機器が撤去されていないか常に把握し、撤去の際は必ず利用者に通知を行うよう、作業手順を定める <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、自律移動支援システムにかわる代替的手段を予め確保しておく
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-7)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(場所情報コード製造者によって)必要な仕様を満たさない場所情報コードを出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器製造者、場所情報コード格納機器設置・管理者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合、場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、インターフェース認定基準の認定を受ける</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器製造者において、製造にあたっては、機器仕様に準拠した場所情報コード格納機器を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける</p> <p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者において、機器製造者から機器の納入を受け入れるにあたって、製品仕様に準拠しているか検査を実施する、または、機器製造者または第三者機関の証明を受ける</p> <p>▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造にあたって、認定基準の認定を受け、仕様に準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける <p>【場所情報コード格納機器設置・管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所情報コード格納機器の納入受け入れ時に検査を実施するか、品質に関する証明を求める <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、自律移動支援システムにかわる代替的手段を予め確保しておく
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-8)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	内部要因	・(情報端末製造者によって)必要な仕様を満たさない情報端末を出荷してしまう⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	情報端末製造者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶情報端末製造者:製造物責任法*に基づく損害賠償責任 *免責事由(製造者が場所情報コードを引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、欠陥があることを認識できなかった場合や場所情報コードが他の製造物の部品又は原材料として使用された場合にその欠陥がもたらした他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことによって生じ、かつその欠陥が生じたことについて過失が無い場合)にあたらぬ場合、損害賠償責任を負う。</p>
	技術的対策の整理	_____
	運用的対策の検討	<p>▶情報末製造者において、製造に当たっては、インターフェースに準拠した情報端末を製造するための品質管理体制を確立し、定期的に外部機関のチェックを受ける。</p> <p>▶同じく、販売に当たっては、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する</p> <p>▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【情報端末製造者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造に当たって、インターフェースに準拠する品質管理体制を整える。また、定期的に外部機関の監査を受ける ・販売に当たって、注意点や免責事項を、マニュアル等で、利用者に十分に説明する <p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、自律移動支援システムにかわる代替的手段を予め確保しておく
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-9)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(利用者が)情報端末を紛失する・盗難に遭う⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	(窃盗者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 窃盗者(情報端末を利用者から盗んだ者): 刑法235条(窃盗罪)に基づく処罰
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報端末が利用者から一定距離離れた場合は音声や光などの信号で警告を発する、あるいは、情報端末と利用者を結びつけるなど、紛失・盗難が発生しないようにする 【課題】強盗には対処できない
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者は、紛失・盗難に備えて、必ず複数の情報端末を携帯・利用するようにする 【課題】情報端末利用にかかる費用が過大 ➢ 情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う



処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、情報端末を紛失・盗難した場合の代替策を予め準備する
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-10)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	人為的要因	外部要因	・(場所情報コード格納機器に対する破壊行為により)情報端末と通信できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者、コンテンツ・サービス提供者(破壊行為者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> 場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 期待された経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約) 破壊行為者:刑法234条(威力業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> 一つの場所情報コード格納機器が破壊されても、場所情報からの類推により、コンテンツ・サービス提供者において、適切な経路情報を提供する 【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、場所情報コードの類推による経路情報提供のシステムの開発・運用コスト負担が大きい 場所・情報コード格納機器設置・管理者が調達する場所情報コード格納機器を人為的に容易には破壊できない仕様とする 【課題】場所コード格納機器製造コストに反映される
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 場所情報コード格納機器設置・管理者による定期的な点検を実施し、破壊された場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】場所情報コード格納機器設置・管理者にとって、点検にかかる費用負担が大きい サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う



処理方法および管理策の選択	<ul style="list-style-type: none"> 【場所情報コード格納機器設置・管理者】 ・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者】 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明するとともに、サービスが提供されない場合の代替策を予め準備しておいて貰う
---------------	--

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-11)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者の)サーバがダウンしてコンテンツを提供できない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく債務不履行責任 *経路誘導の不履行 **期待された経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p>
	技術的対策の整理	<p>▶サーバのミラーリング※により、一つのサーバがダウンしても、コンテンツ・サービス提供者における提供に支障を来さないようにする 【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、サーバ多重化によるコスト負担が大きい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、サーバダウンが生じにくいように、安全管理上または環境上の脅威から機器・装置等を物理的に保護できるように経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う 【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、データセンタ利用に伴うコスト負担が大きい ▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</p>

※サーバのミラーリング:全く同じサーバをもう1つ設置運用すること

処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバダウンが生じにくい環境で運用を行うとともに、サーバダウンが生じてサービスが提供できるようバックアップシステムを準備する ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明するとともに、サービスが提供されない場合の代替策を予め準備しておいて貰う
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-12)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
可用性	非人為的要因	外部要因	•(大規模な自然災害等により)通信ネットワーク提供者による(情報)端末ー(コンテンツ・サービス提供者)サーバ間の通信ができない⇒利用者が経路の誘導を受けられない、または経路の誘導が中断される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者、通信ネットワーク提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路誘導の不履行 コンテンツ・サービス提供者に帰責性が認められる場合 **期待された経路の誘導を受けられなかったことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う 類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p> <p>▶通信ネットワーク提供者:民法415条(債務不履行)に基づく損害賠償責任 *通信ネットワーク提供の不履行 大規模自然災害等への対策を著しく怠っていた場合等 類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者および通信ネットワーク提供者において、ネットワークの多重化によりリダンダンシーを確保し、通信ネットワークが途絶しても、コンテンツ・サービスの提供に支障を来さないように、電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会ガイドラインや経済産業省ガイドラインに準じた運用を行う</p> <p>【課題】コンテンツ・サービス提供者にとって、データセンタ利用等、セキュリティ対策に伴うコスト負担が大きい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶サービスが提供されない(経路誘導がなされない)場合の代替策を予め利用者に準備しておいて貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者、通信ネットワーク提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> •疎通障害が生じにくい環境で運用を行う •利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明するとともに、サービスが提供されない場合の代替策を予め準備しておいて貰う
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-13)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者または場所情報コード格納機器設置・管理者において)不正確な情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者、場所情報コード格納機器設置・管理者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】①真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p> <p>②コンテンツ・サービス提供者にとって、場所情報コード格納機器の設置場所の適切性の判断のためのロジックチェックシステム※の開発・運用コスト負担が大きい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者およびコンテンツ・サービス提供者による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】①有効なデータチェックにかかる費用負担が過大</p> <p>②不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>

※ロジックチェックシステム:論理的な判断を行うソフトウェア

処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所情報コードの点検に合わせ、不正確な登録場所情報コードの発見・除去に努める。 <p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-14)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者または場所情報コード格納機器設置・管理者において)情報の更新が遅れる ⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者、場所情報コード格納機器設置・管理者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*) 民法709条(不法行為)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、誘導経路情報の生成の都度、基となる場所情報が最新のものが、チェックした上で経路情報を提供するシステムを開発する</p> <p>【課題】①情報の最新性チェックのためのシステムの開発・運用負担が過大 ②情報提供に時間を要するため、利便性に欠ける ③場所情報コード格納機器設置・管理者側のデータが現行化されていないと意味がない</p>
	運用的対策の検討	<p>▶場所情報コード格納機器設置・管理者およびコンテンツ・サービス提供者自身による定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める</p> <p>【課題】①有効なデータチェックにかかる費用負担が過大 ②実効性に欠ける</p> <p>▶コンテンツ・サービス提供者において、情報提供の際に、情報登録日時に関する情報を併せて提供し、情報が現行化されていない可能性を利用者に認識して貰う</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【場所情報コード格納機器設置・管理者、コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なデータチェックを実施し、登録情報の現行化に努める。 <p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-15)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	内部要因	・有害情報など不適切な情報を提供する⇒利用者が不適切な情報を入手してしまう

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者: 民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *期待された適切な情報が提供されない場合 刑法175条(わいせつ物頒布罪**)に基づく刑事責任(2年以下の懲役又は250万円以下の罰金) **当該有害情報が、わいせつの文書等に該当するとき</p>
	技術的対策の整理	<p>※事業モデルにより、かなり異なる</p> <p>(例)広告モデルを想定した場合 ✓情報端末において、不適切な情報の提供を行うコンテンツ・サービス提供者を(自動または手動により)予め登録しておき、利用者が情報端末において情報をブロックできる仕組みを設ける</p> <p>(例)携帯電話による公式サイトモデルを想定した場合 ✓キャリアによるオンクレームチェック※、または第三者機関によるコンテンツ審査により、有害情報が提供されないようにする</p>
	運用的対策の検討	<p>(例)ポータルサイトモデルを想定した場合 ✓ポータルサイトによるチェックにより、有害情報が提供されないようにする</p> <p>(例)場所情報コード格納機器設置・管理者⇄コンテンツ・サービス提供者間に契約関係がある場合 ✓有害情報を提供するコンテンツ・サービス提供者に対しては、場所情報の提供を行わない</p>

※オンクレームチェック: 利用者からの申告による事後対応

処理方法および管理策の選択	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを保有し、コンテンツ・サービス提供者を自らの判断で選択する
---------------	--

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-16)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	人為的要因	外部要因	・場所情報コード格納機器が改竄される⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者、コンテンツ・サービス提供者(改竄者)

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> ▶場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 ▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *経路情報提供の不履行 帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約) ▶改竄者:刑法233条(偽計業務妨害罪)、刑法261条(器物損壊罪)、道交法115条(標識損壊罪*)に基づく処罰 民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 *現状では場所情報コード格納機器は標識に該当しない。
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> ▶認証かぎの利用により、改竄された場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】 ①改竄された場所情報コードが真正な場所情報コードの設置場所とある程度近い場所に設置された場合は真偽の判断が難しい ②コンテンツ・サービス提供者にとって、場所情報コードの真偽判断のためのロジックチェックシステムの開発・運用コスト負担が大きい
	運用的対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ▶場所情報コード格納機器設置・管理者による定期的な点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める 【課題】 ①場所情報コード格納機器設置・管理者にとって、点検にかかる費用負担が大きい ②適正な場所情報コード格納機器が改竄されたものは発見・除去し得るが、不正に設置された場所情報コード格納機器を発見・除去することは非常に困難



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者】 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に全ての場所情報コードの点検を実施し、不適正な場所情報コードの発見・除去に努める。 【コンテンツ・サービス提供者】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	--

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-17)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	内部要因	・(コンテンツ・サービス提供者において、サーバの障害により)不正確な経路情報が登録される、もしくは対応する情報が登録されない⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<p>▶コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。 類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)</p> <p>▶民法709条(不法行為責任)に基づく損害賠償責任 故意又は過失が認められ、発生した損害との因果関係が認められる場合</p>
	技術的対策の整理	<p>▶コンテンツ・サービス提供者において、不適正な場所情報コード情報を判別し、適切な経路情報を提供する</p> <p>【課題】①真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい</p> <p>②コンテンツ・サービス提供者にとって、場所情報コード格納機器の設置場所の適切性の判断のためのロジックチェックシステムの開発・運用コスト負担が大きい</p>
	運用的対策の検討	<p>▶コンテンツ・サービス提供者による定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報の発見・除去に努める</p> <p>【課題】①有効なデータチェックにかかる費用負担が過大</p> <p>②不正確な登録情報は発見・除去し得るが、登録漏れの情報を発見・除去することは非常に困難</p>



処理方法および管理策の選択	<p>【コンテンツ・サービス提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なデータチェックを実施し、不正確な登録情報を発見・除去する。 ・利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	---

自律移動支援プロジェクト「経路案内」「目的地までの経路誘導」における代表的なリスク(誘導-18)

リスクの種類	リスクの要因		代表的なリスクの例
完全性	非人為的要因	外部要因	・(大規模な自然災害等により)場所情報コード格納機器が誤った位置に移動される⇒利用者が誤った経路に誘導される

不都合の生じる主体	直接的に責任を問われる可能性の高い主体
利用者(視覚障害者)	場所情報コード格納機器設置・管理者、コンテンツ・サービス提供者

管理策の検討	関連規程の調査	<ul style="list-style-type: none"> 場所情報コード格納機器設置・管理者:国賠法2条(公の営造物の設置管理瑕疵)に基づく損害賠償責任 *国又は地方公共団体である場合 コンテンツ・サービス提供者:民法415条(債務不履行*)に基づく損害賠償責任 *正確な経路情報の提供の不履行 場所情報コード格納機器が誤った位置に移動された状態を知らずあえて放置した場合等、帰責性が認められる場合 誤った経路に誘導されたことで派生的に生じた損害(拡大損害)については、予見可能性が認められる場合に責任を負う。類似サービスでは、サービス利用上の注意点や免責について利用規約等で規定されている場合がある。(参考:NAVITIME利用規約)
	技術的対策の整理	<ul style="list-style-type: none"> 認証かぎの利用により、不適正な位置に置かれた場所情報コードを判別し、適切な経路情報を提供する 【課題】 ①真正な設置場所とある程度近い場所に置かれた場合は不適正な場所との判断が難しい ②コンテンツ・サービス提供者にとって、場所情報コード格納機器の設置場所の適切性の判断のためのロジックチェックシステムの開発・運用コスト負担が大きい
	運用的検討	<ul style="list-style-type: none"> 場所情報コード格納機器設置・管理者による点検を実施し、不適正な場所に置かれた場所情報コードの発見・復旧に努める 【課題】 ①場所情報コード格納機器設置・管理者にとって、点検にかかる負担が大きい ②設置時に誤設置された場所情報コード格納機器等は発見・復旧し得るが、大規模自然災害等の際に点検による発見・復旧は困難 ③大規模な自然災害等の発生時にはサービスを停止する



処理方法および管理策の選択	【場所情報コード格納機器設置・管理者】 <ul style="list-style-type: none"> 点検により、不適正な場所情報コードの発見・復旧に努める 【コンテンツ・サービス提供者】 <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害の際はサービスを停止する 利用規約・約款等でサービス利用上の注意点や免責について利用者に十分に説明する。
---------------	--

自律移動支援プロジェクト 参考(既存類似サービスの利用規約の例)

ナビタイム利用規約

NAVITIMEとは、株式会社ナビタイムジャパン(以下、「当社」といいます。)が提供する地図配信・ナビゲーションサービス(以下「本サービス」といいます。)です。当社は本サービスに関する利用規約を以下のように定めます。本サービスのご利用に際しては、本利用規約を遵守して頂くことが必要となります。

利用規約詳細一覧

知的財産権
禁止事項
注意事項
時刻表による経路探索について
免責事項
情報料
変更・終了
準拠法・裁判管轄
個人情報の取り扱いについて

知的財産権

本サービスに関する編集著作権を含む一切の知的財産権及び権利は、当社又は当社に対して使用許諾を行っている第三者に帰属します。昭文社地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1万分の1地形図、5万分の1地形図、及び20万分の1地勢図を使用しております。(承認番号 平15総使 第479-M0076013号 平15総使 第477-M0076013号 平15総使 第476-M0076013号)

禁止事項

お客様による本サービスの利用は、お客様個人のための利用に限られるものとし、本人又は第三者の営利目的での利用及び本サービスの内容の二次利用は一切禁止されます。お客様個人であれば、ビジネスでもプライベートでもご利用いただけます。

お客様は本サービスに関して以下の行為を一切してはならないものとします。

本サービスに関して当社及び第三者の権利を侵害したり、制限したり、若しくは妨害したり又は、そのおそれがあるような行為
当社の本サービスの運営を妨害する又はそのおそれがある行為
法令に違反する又は違反する可能性がある行為

お客様は、本利用規約に係るいかなる権利又は義務も第三者に譲渡させたり、承継させたり、その他処分することはできません。

お客様は、本サービスにつき、当社の事前の承諾を得ることなく無断で、転載・複製・複写・修正・改変・公衆送信・頒布・貸与・翻訳・翻案・二次的著作物の作成をすることはできず、また、第三者に譲渡、使用許諾、その他の処分をすることはできません。

自律移動支援プロジェクト

注意事項

本サービスにおける、交通規制情報、地図情報、渋滞情報、施設情報その他の情報は、実際とは異なる場合がございますので、あらかじめご了解のうえご利用ください。

本サービスの提供情報の内容はお客様への通知なしに変更されることがあります。

自動車ルート案内と実際の交通規制に差異がある場合は、実際の交通規制に従ってください。

道案内では、横断できない道路を横切る指示が出る場合がございます。その場合には無理にその場で横断しようとせず、歩道橋や横断歩道へ迂回して下さい。曜日又は時刻規制については、ルート検索をした時点での曜日又は時刻の規制が表示されます。

本サービスの地図情報には、一部収録されていない地域や場所があります。また、地図情報と現状が異なる場合がありますのでご注意ください。

本サービスの施設情報は、名称や電話番号が変わっていたり、施設自体が無くなっている場合があります。イベント情報は、当該イベントの日時・場所が変更されている場合があります。

本サービスには、全ての病院、消防署、警察などの情報が含まれているわけではなく、また、情報が実際と異なる場合があります。本サービスを救急施設などへの誘導用に使用しないでください。

本サービスのご利用にあたり、携帯電話の画面を見ながらの自動車やバイクの運転、歩行は大変危険です。地図を確認する場合は必ず安全な場所で停止して確認して下さい。

お客様が自動車又は原動機付自転車の運転中に携帯電話を注視すると道路交通法に違反する可能性がありますので、ご注意ください。

お客様が携帯電話の操作中に事故等を起こした場合であっても、当社は一切責任を負いません。

お客様がご利用される場所(トンネル内その他見晴らしの悪い場所など)や、GPS衛星の状態により位置が正しく表示されない場合があります。あらかじめご了解のうえにご利用ください。

時刻表による経路探索について

JR・私鉄・地下鉄・空路の時刻表に基づく経路探索は、希望する出発時刻又は到着時刻を指定して、最適な経路を探索します。内容には万全を期しておりますが、内容が不正確である可能性もありますので、あくまでも参考としてご使用ください。

データについては、時刻表の改正時期とデータ更新日に差異が生ずる場合があります。「今月のお知らせ」でデータの更新の日付・内容をご確認ください。特急列車、航空機関は実際の発着時刻をご予約の際及びご乗車の際にご確認くださいようお願い申し上げます。

路面電車及び空港連絡バスの一部区間で、推定時刻が表示される場合があることを予めご了解ください。

免責事項

当社の故意又は重過失による場合を除き、お客様が本サービスに関して損害を被ることがあっても、当社は一切、賠償の責任を負わないものとします。

当社は、本サービスの提供に関してお客様が負うことのある特別事情に基づく損害、逸失利益、その他の間接損害につき、一切責任を負わないものとし、事前にかかる損害が発生するおそれがある旨お客様から知らされている場合でも同様とします。

当社は本サービスにおいて提供される情報の正確性・完全性及び本サービスがお客様の特定の目的に適合することを保証致しません。

自律移動支援プロジェクト

情報料

本サービスには、一部有料のサービスがございます。

有料である本サービスをご利用頂く際には、携帯電話向け公式サイト「NAVITIME」のNAVITIME Pro月額315円(税込)コースまたはNAVITIME月額210円(税込)コース(以下「NAVITIME有料サービス」といいます)にお申し込みいただく必要がございます。当該コースにお申込みすると、接続料・通信料の他に、情報料としてNAVITIME Pro月額315円(税込)、NAVITIME月額210円(税込)をお支払い頂きます。この情報料の支払義務は、携帯電話を利用することができない状態が生じた場合も含め、いかなる場合であっても免れないものとします。当社は、いかなる理由によっても、既に支払われた情報料は一切返還致しません。

NAVITIME Proにお申込み頂く際には、携帯電話端末を通じてNAVITIME Proの利用規約に同意の上でお申し込みいただくものとします。

変更・終了

当社は、お客様に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

当社は、保守作業、システム復旧、停電や天災などの不可抗力、又はその他のやむをえない理由により本サービスの運営を中止又は中断することがあります。その場合は、事前にその旨を告知しますが、緊急を要しやむを得ない場合は、この限りではありません。

当社は、お客様への通知なしに、本規約を改訂、追加、変更及び廃止することができるものとします。お客様は、随時本規約内容を確認し、規約内容に同意いただいた上でご利用くださいますようお願いいたします。

準拠法・裁判管轄

お客様との間で本利用規約の内容について疑義又は本サービスに関して争いが生じた場合には、誠意を持って協議することとしますが、それでもなお解決しない場合には「東京地方裁判所」又は「東京簡易裁判所」を第一審の専属の管轄裁判所といたします。